

土木工事成績評定基準

第1 趣旨

この基準は、静岡市請負工事成績評定要領（平成15年11月1日施行。以下「評定要領」という。）に基づく工事成績の評定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 評定の対象

この基準の対象とする工事は、本市が行う工事のうち静岡市工事成績評定要領にて評定の対象となる土木工事とする。

第3 評定者

評定要領第4第1号に規定する監督員は、担当監督員及び主任監督員とする。

第4 評定の方法

評定は、次により行うものとする。

(1) 評定要領第5第2項に規定する工事成績採点表は、工事成績採点表（様式第1号）によるものとする。

(2) 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第2号）により行うものとする。

この場合において、担当監督員は別紙1の、主任監督員は別紙2の、検査員は別紙3の工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表、記入方法及び留意事項（別紙4）及び施工プロセスチェックリスト（別紙5）を考慮するものとする。

(3) 受注者は評定に際し、当該工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況（様式第3号）を必要に応じて提出し、その提出があった場合にはこれを考慮するものとする。

第5 評定結果の提出

建設局土木部技術政策課長は成績評定を行った報告を受けたときは、遅滞なく、財政局財政部契約課長へ、建設工事検査合格通知書（静岡市工事検査実施要綱（平成15年4月1日施行）様式第4号）を提出するものとする。

第6 評定の変更

受注者に対して評定結果を通知した後、発覚したその工事における工事事故、不正行為等で指名停止、営業停止等の措置がされたものについては、評定変更を行う。ただし、完成後2年を経過したものについては、評定変更を行わない。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

工 事 成 績 採 点 表 (完成)

年 月 日作成

台帳番号		所属																																					
工事名		工事										工事場所 静岡市					地内					契約金額(最終)			完成日		年 月 日												
請負者名		現場代理人					主任・監理技術者					契約工期			年 月 日 から 年 月 日					検査年月日		年 月 日																	
考 査 項 目		①担当監督員					②主任監督員					③中間技術検査					③中間技術検査					③検査員																	
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名																	
項目	細目別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e					
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0.0	-5.0	-10.0																																	
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0.0	-5.0	-10.0																																	
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0.0	-5.0	-10.0								+5.0	-	+2.5	-	0.0	-7.5	-15.0	+5.0	-	+2.5	-	0.0	-7.5	-15.0	+5.0	-	+2.5	-	0.0	-7.5	-15.0					
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0.0	-5.0	-10.0	+2.0	-	+1.0	-	0.0	-7.5	-15.0																										
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0.0	-5.0	-10.0	+3.0	-	+1.5	-	0.0	-7.5	-15.0																										
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0.0	-2.5	-5.0																																	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0.0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-10.0	-20.0					
	II 品質	+5.0	+2.5	0.0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0.0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0.0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0.0	-12.5	-25.0					
	III 出来ばえ													+5.0	-	+2.5	-	0.0	-5.0	-	+5.0	-	+2.5	-	0.0	-5.0	-	+5.0	-	+2.5	-	0.0	-5.0	-					
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)						-		0.0	-	-	-	-																										
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)	-		0.0	-	-																																	
6. 社会性等	I 地域へ貢献等						-	+2.5	0.0	-	-	-	-																										
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点					点																	
評定点(65点±加減点合計)(※1)		① 点					② 点					③ 点					③ 点					③ 点																	
7. 評定点計		点 (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4) = 評定点計 点																																					
8. 法令遵守等(※5)		点																																					
9. 評 定 点 合 計 (※6)		点 7. 評定点数(点) - 8. 法令遵守等(点) = 点																																					
所 見		担当監督員					主任監督員					検査員																											

※1 1～3の評定(65点±加減点合計) + 4. 5. 6の評定 = 評定点
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 評価に際しては、担当監督員からの報告を受けて主任監督員が評価するものとする。
 ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
 ※4 各審査項目毎の採点は、担当監督員は別紙1-①～別紙1-⑩、主任監督員は別紙2-①～別紙2-④、検査員は別紙3-①～別紙3-③による。
 ※5 法令遵守等の評価は、主任監督員が行い減点のみとする。
 ※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

細目別評定点採点表

項目	細別	① 担当監督員	② 主任監督員	③ 検査員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	×0.4+2.9= 点			/ 3.3点	%
	II. 配置技術者	×0.4+2.9= 点			/ 4.1点	%
2. 施工状況	I. 施工管理	×0.4+2.9= 点		×0.4+6.5= 点	/ 13.0点	%
	II. 工程管理	×0.4+2.9= 点	×0.2+3.2= 点		/ 8.1点	%
	III. 安全対策	×0.4+2.9= 点	×0.2+3.3= 点		/ 8.8点	%
	IV. 対外関係	×0.4+2.9= 点			/ 3.7点	%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	×0.4+2.8= 点		×0.4+6.5= 点	/ 14.9点	%
	II. 品質	×0.4+2.9= 点		×0.4+6.5= 点	/ 17.4点	%
	III. 出来ばえ			×0.4+6.5= 点	/ 8.5点	%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		×0.2+3.3= 点		/ 7.3点	%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	×0.4+2.9= 点			/ 5.7点	%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		×0.2+3.2= 点		/ 5.2点	%
7. 法令遵守等			点		点	
					評 定 点 合 計	/ 100点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

様式第3号

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名		請負者名	
項 目	評 価 内 容	備 考	
□工事特性	□構造物の特性への対応	対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	
	□都市部等の作業環境、社会条件等への対応	地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 現道上での交通規制に大きく影響する工事 緊急時に対応が特に必要な工事 施工個所が広範囲にわたる工事	
	□厳しい自然・地盤条件への対応	特殊な地盤条件への対応が必要な工事 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	
	□長期工事における安全確保への対応	12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）	
□創意工夫	□準備・後片付け		
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の改善 施工管理、品質管理の工夫	
	□品質関係		
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業関係の改善 交通事故防止の工夫	
	□施工管理関係		
	□その他		
□社会性等 地域社会や住民 に対する貢献	□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	

(注) 1 該当する項目の□にレマークを記入すること。

2 具体的内容の説明として、写真・略図等を説明資料に整理すること。

項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添 付 図)			

(注) 説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。